

平成23年9月

## 平成24年度の税制改正に関する要望書

名古屋税理士政治連盟

会長 和田 義 弘

# I 平成 24 年度の税制改正に関する要望

本連盟は、平成 24 年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる 10 項目について要望書を取りまとめました。

この要望書は中小企業者等、納税者の適正な税負担を求めて、次のような視点から提言をしています。

1. 公平な税負担
2. 理解と納得のできる税制
3. 必要最小限の事務負担
4. 時代に適合する税制
5. 透明な税務行政

国会議員の皆様におかれましては、本連盟の意とするところをお汲み取り頂き、党内審議及び国会審議に際しましては、本連盟の要望実現に向けて是非ともご尽力、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 23 年 9 月

名古屋税理士政治連盟  
会長 和田 義 弘

# 目 次

## 税制改正に関する要望項目

### 〔所得税関係〕

1. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。 1 頁
2. 生計を一にする親族が事業から対価を受ける場合の必要経費の特例の規定を見直すこと。 1 頁
3. 青色申告者の純損失の繰越控除期間等を延長すること。 2 頁

### 〔法人税関係〕

4. 役員給与の損金不算入規定のあり方を見直すこと。 2 頁
5. 交際費課税における「交際費等の範囲」を見直し、社会通念上必要な交際費の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の10%課税制度は即時に廃止すること。 2 頁

### 〔所得税・法人税共通〕

6. 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。 3 頁

### 〔相続税・贈与税関係〕

7. 相続税の連帯納付義務制度を廃止すること。 3 頁

### 〔消費税関係〕

8. 消費税の基準期間制度を廃止すること。 3 頁
9. 仕入税額控除に係る帳簿等への記載要件を緩和すること。 4 頁

### 〔地方税〕

10. 事業所税を廃止すること。 4 頁

### 〔その他〕

- 国税通則法の改正は早期に成立すること。 4 頁

## II 税制改正に関する要望項目

### 〔所得税関係〕

#### 1. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。

##### 〈理由〉

平成16年度税制改正により、十分な議論と周知期間がないままに、土地建物等の譲渡損益は他の所得との損益通算・繰越控除が認められなくなった（一定の要件のもと居住用財産については存置）。現行の損益通算規制では、譲渡損失と他の所得、譲渡益と他の所得の損失について損益通算が認められないため、担税力がない場合でも課税される。例えば、事業用土地と事業収益は一体であるが、事業の赤字を事業用土地の売却で補填する場合には資金繰りに支障が生じる。また、居住用財産の譲渡損失は、生活基盤を支える基本的資産の価値の下落による損失が譲渡により顕在化したものであるから、住宅借入金等による買換えや住宅借入金等の残高などの要件を撤廃し、居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めるべきである。

#### 2. 生計を一にする親族が事業から対価を受ける場合の必要経費の特例の規定を見直すこと。

##### 〈理由〉

生計を一にする親族に対して支払う対価（給料、退職金、地代家賃、支払利息等）であっても、その金額に相当性があり、かつ、支払方法や支払時期が適切なものについては、所得計算及び会計の本質上、事業等の必要経費として控除することが適切である。ただし、この規定を一律に廃止すれば、恣意的な所得分散による租税回避行為が行われたり、税務執行面において問題が生じたりするとの指摘がある。

これらの観点から、記帳が適切に行われている青色申告者で、その支払方法や支払時期が適切なものについては、この特例の適用除外とすることが妥当である。これに伴い、青色事業専従者給与の事前届出制及び従事期間要件は廃止すべきである。

### 3. 青色申告者の純損失の繰越控除期間等を延長すること。

#### 〈理 由〉

青色申告書を提出した年分の純損失については、現在3年間の繰越控除期間が設けられている。平成23年度税制改正法案によると、青色申告法人の欠損金の繰越控除期間が7年から9年に延長され、増額更正及び減額更正並びに更正の請求に係る期間が5年で統一されることとなっている。これらの期間と比較すると、青色申告者の純損失の繰越控除期間3年であることは均衡を失している。

したがって、青色申告者の純損失の繰越控除期間を少なくとも5年に延長すべきである。また、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間及び雑損失の繰越控除期間も併せて延長すべきである。

#### 〔法人税関係〕

### 4. 役員給与の損金不算入規定のあり方を見直すこと。

#### 〈理 由〉

会社法上、役員報酬及び賞与は役員給与として包括的に規定され、会計上も職務執行の対価として費用性を認めている。

しかしながら、法人税法では主に恣意性排除の観点から、役員給与を原則損金不算入として、損金算入される役員給与を①定期同額給与②事前確定届出給与③利益連動給与に限定している。このような硬直的な規定は、会社経営の機動性・柔軟性の向上等を意図した会社法の理念に反するばかりでなく、現代の流動的な経済環境における柔軟な企業経営を阻害している。

したがって、役員給与については、損金算入を原則として、損金不算入となる役員給与を限定して規定すべきである。

### 5. 交際費課税における「交際費等の範囲」を見直し、社会通念上必要な交際費の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の10%課税制度は即時に廃止すること。

#### 〈理 由〉

交際費であっても事業活動に必要なものは金額の多寡にかかわらず損金算入されるべきであり、金額基準などにより形式的に交際費の判断をすべきものではない。

例えば、社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とするなど、「交際費等の範囲」を見直すべきである。

## 〔所得税・法人税共通〕

### 6. 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。

#### 〈理由〉

少額減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は10万円未満とされ、20万円未満の減価償却資産については3年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。さらに、中小企業者に対しては、平成24年3月までの間、年間の損金算入金額の上限を300万円として取得価額30万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。

しかし、税制の簡素化の観点から、これらの制度を統合して少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満とすべきである。

## 〔相続税・贈与税関係〕

### 7. 相続税の連帯納付義務制度を廃止すること。

#### 〈理由〉

連帯納付義務には、当初の申告時に納税義務者が連帯納付義務を十分に認識しておらず、また、共同相続人の納税義務の履行状況が分からないという問題がある。また、延納の許可を受けている場合には、行政庁が担保を徴収しているにもかかわらず、共同相続人は長期間にわたって連帯納付義務を負うことになる。

未分割財産がある場合などを除き、相続税の連帯納付義務は廃止すべきであり、少なくとも一定の期間制限を設ける必要がある。また、延納の許可があった場合にはその時点で連帯納付義務を免除すべきである。

## 〔消費税関係〕

### 8. 消費税の基準期間制度を廃止すること。

#### 〈理由〉

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じたりするような不合理な現象が生ずる。また、免税事業者が課税事業者を選択する場合の届出書の効力発生時期は、提出日の属する課税期間の翌課税期間以降であり、常に1年ないし2年先の状況を予測しなければならない。この判断をすべての中小事業者に求めるには無理がある。したがって、基準期間制度による弊害を解決するために、その課税期間における課税売上高が1,000万円を超えていれば原則として課税事業者となるようにし、1,000万円以下であれば申告を行うかどうかを選択できる制度とすべきである。

## 9. 仕入税額控除に係る帳簿等への記載要件を緩和すること。

### 〈理由〉

仕入税額控除が認められるためには、記載要件を満たした帳簿及び請求書等を保存することが要件となっているが、記載事項が多く、納税者に過重な事務負担を求めることとなっている。

現在、普及している記帳制度においては、帳簿と請求書等の突合が容易であり、帳簿への記載要件を緩和しても、要件を満たした請求書等の保存により課税仕入れの事実の検証は可能である。

したがって、課税の公平と事務負担の均衡を考慮して、例えば、取引の内容が検証できる請求書等が保存されており、かつ、その請求書等が税務調査時に提示される場合には、必要な記載を満たした帳簿が保存されているものとして取り扱われるような規定等が設けられるべきである。

## 〔地方税〕

## 10. 事業所税を廃止すること。

### 〈理由〉

事業所税は、企業が大都市に集中することにより、インフラ整備等の財政支出を伴うことから創設された。しかし、大都市には都市機能が整備され、たとえ多くの事業所が集中しても円滑に企業活動ができるようになってきており、また、企業の地方への分散が進み、事業所税の創設目的はおおむね達成されたといえることができる。

事業所税の課税標準は、床面積（資産割）と給与総額（従業者割）であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっており、課税の合理性を欠くものである。また、雇用創出や産業育成に貢献する企業誘致等の産業政策上の阻害要因となっているとの指摘もある。さらに、多くの市町村合併の結果、中小企業等に予定外の税負担を課すこととなった事例も多い。

したがって、事業所税は廃止すべきである。

## 〔その他〕

**国税通則法の改正は早期に成立すること。**